

八王子市結核患者に対する医療機関等DOTS事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市保健所（以下、「保健所」という）に登録された結核患者の治療の完了を目指し、医療機関、保険薬局等の結核指定医療機関（以下、「医療機関等」という）と協力して行うDOTS（直接服薬確認療法）の実施に関して統一的な方針を定め、当該患者に適正な支援を提供することにより、多剤耐性結核発生予防、結核の感染拡大の防止等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療機関等DOTS」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成19年10月2日法律第114号）第53条の14の規定及び結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について（平成16年12月21日健感発第1221001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、保健所と連携のうえ、医療機関等において服薬確認を軸とした患者支援を行うことをいう。

(対象者)

第3条 この要綱における対象者は、保健所において登録された結核患者のうち入院患者を除いた者で、八王子市保健所長（以下、「保健所長」という）が医療機関等DOTSの必要を認め、かつ患者本人の同意を得た者とする。

(医療機関等の選定)

第4条 保健所長は、主治医の指示や対象者の意向を確認したうえで、服薬支援に適切と認められる医療機関等を選定するものとする。

(DOTSの実施依頼)

第5条 保健所長は、保健所内カンファレンスを開催し、主治医の指示などに基づく支援計画を作成したうえで、医療機関等にDOTSの実施を依頼するものとする。なお、実施にあたっては、当該医療機関等の承諾を得るものとする。

(謝金)

第6条 市長は、DOTSの実施1回につき、謝金500円を医療機関等に支払うものとする。

(実施報告等)

第7条 医療機関等は、DOTSを実施した場合は、次により保健所長へ報告するものとする。
(1) DOTSの実施の都度、別に定める様式により報告するものとする。
(2) 前号のほか、別に定める様式により前号の報告を月ごとにまとめ報告し、併せて当該月の謝金の請求を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。